

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
1	27	判例3	<p>▶ ハンセン病国家賠償訴訟 ハンセン病患者の人々は、 「らい予防法」(1907年制定) によって強制的に療養所に入れられ、子孫を残すことも禁じられた。医学的に不要な隔</p>	<p>▶ ハンセン病国家賠償訴訟 ハンセン病患者の人々は、 「らい予防法」(1931年制定) などによって強制的に療養所に入れられ、子孫を残すことも禁じられた。医学的に不要</p>
2	27	Q&A 右段 8	<p>先生●世界では、同性間のパートナーシップに法的保護を与える国が増えていて、日本でも、2015年に東京都渋谷区が同性パートナーシップ条例を制定している。また、2003年制定の性同一性障害者特例法は、一定の条件を満たした人について、家庭裁判所の審判により、性別の取り扱いを変更することを可能にしたんだ。</p> <p>サキ●一人ひとりをひとしく尊重するということが重要なのですね。</p>	<p>先生●世界では、同性間のパートナーシップに法的保護を与える国が増えていて、日本でも、2015年に東京都渋谷区が同性パートナーシップ条例を制定している。また、2003年制定の性同一性障害者特例法は、一定の条件を満たした人について、家庭裁判所の審判により、性別の取り扱いを変更することを可能にしたんだ。<u>2023年にはLGBTに関する理解をを広めることを目的として、LGBT理解増進法が制定されているよ。</u></p> <p>サキ●一人ひとりをひとしく尊重するということが重要なのですね。</p>

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
3	34	16	<p>憲法第9条と防衛力の増強 1950（昭和25）年の朝鮮戦争の勃発をきっかけに、^{⇒p.126} 連合軍総司令部の指示により警察予備隊^{⇒p.19}がつけられた。警察予備隊は、1952年に保安隊（保安庁法）となり、1954年に自衛隊（自衛隊法）がつけられた。その後、自衛隊は数次にわたる防衛力整備計画を経て、世界有数の規模に増強された。^{② 5} →11234</p>	<p>憲法第9条と防衛力の増強 1950（昭和25）年の朝鮮戦争の勃発をきっかけに、^{⇒p.126} 連合軍総司令部の指示により警察予備隊^{⇒p.19}がつけられた。警察予備隊は、1952年に保安隊（保安庁法）となり、1954年に自衛隊（自衛隊法）がつけられた。その後、自衛隊は数次にわたる防衛力整備計画を経て、世界有数の規模に増強された。^{① 5} <u>安全保障の基本政策である専守防衛との関係でも、自衛隊の規模と役割の拡大は問題となってきた。</u> ②他国からの武力攻撃を受けてはじめて防衛力を行使し、行使の態様や防衛装備についても、自衛のための必要最小限度にとどめるべきとの考え方。憲法9条との関係で政府が採用した安全保障に関する基本方針。³</p>
4	34	3	<p>原子爆弾を投下されるなど、たいへん悲惨な体験をした。^{① (削除)}</p> <p>①日本は国富の4分の1を失い、犠牲者数は約310万人にのぼった。空襲で都市の40%が焼かれ、住宅の25%、生産設備の34%が破壊された。^(削除)</p>	
5	34	注	<p>②自衛隊の役割として、国土防衛や公共の秩序維持のほか、自</p>	<p>①自衛隊の役割として、国土防衛や公共の秩序維持のほか、自</p>
6	35	16	<p>武器使用の範囲も着々と拡大され、^{かくだい (削除)}</p>	

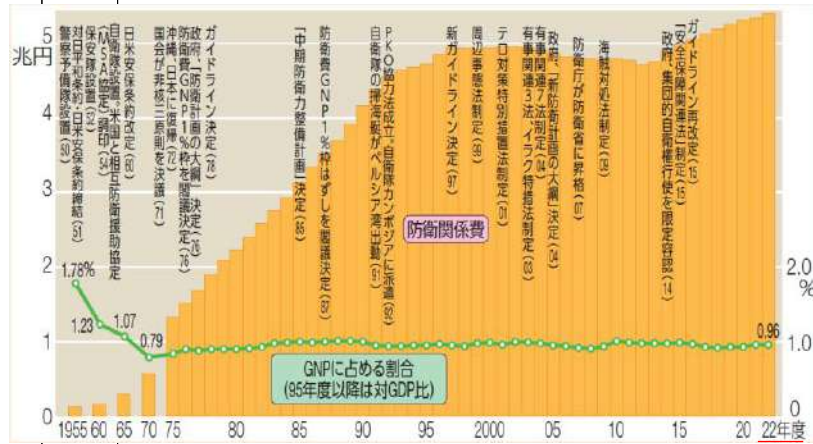
番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
7	39	8-20	<p>2015年には、集团的自衛権の行使や米軍などに対する後方支援の拡大などを盛り込んだ「安全保障関連法」が制定された。また、同法により、武力攻撃事態法が改正され、政府が存立危機事態を認定すれば、自衛隊は自国の防衛のため、武力で他国を守ることも可能になった。自衛隊法も改正され、存立危機事態のさい、首相は自衛隊に海外で武力行使をするための出動(防衛出動)を命ずることが可能になった。</p> <p>ここに、憲法の平和主義は大きな転換点にたたされているが、戦後日本がきずきあげてきた「平和国家」としての国際的評価を、21世紀の世界の平和へとつなげていくことが、わたしたちの課題である。</p>	<p>2015年には、集团的自衛権の行使や米軍などに対する後方支援の拡大などを盛り込んだ「安全保障関連法」が制定された。憲法の平和主義は大きな転換点に立たされているといえるだろう。</p> <p>第9条のもとで政府は、専守防衛を安全保障の基本方針としてきた。政府が従来、自衛隊の海外出動や集团的自衛権行使は憲法上許されないとしてきたのも、そのためである。専守防衛の名のもとで従来は、防衛費や防衛装備、武器の移転についても抑制的な政策がとられてきたが、2022年の安全保障関連三文書の改定に関する閣議決定により、敵基地攻撃能力(反撃能力)の保有や防衛費の大幅増額が進められることになった。政府は専守防衛という基本方針を現在も維持しているが、その実質は大きく変容しつつある。</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
8	86	29	<u>日本を含む11か国による「TPP11」が発効した。</u>	<u>CPTPP</u> が発効した。
9	89	16	また、関税の原則撤廃をめざす <u>「TPP11」</u> への参加により、	また、関税の原則撤廃をめざす <u>CPTPP</u> への参加により、
10	143	11	<p>環太平洋地域では、1989年に創設された^{エイベック}APEC（アジア太平洋経済協力会議）が創設された。2006年に交渉がはじまったTPP（環太平洋パートナーシップ協定）からはアメリカが離脱したため、2018年にTPP11（<u>CPTPP</u>）として発効した。</p> <p><small>Comprehensive and Progressive Agreement for TPP</small></p>	<p>環太平洋地域では、1989年に創設された^{エイベック}APEC（アジア太平洋経済協力会議）が創設された。2006年に交渉がはじまったTPP（環太平洋パートナーシップ協定）からはアメリカが離脱したため、2018年にCPTPPとして発効した。</p> <p><small>Comprehensive and Progressive Agreement for TPP</small></p>
11	172	1段目 下段	<p>TICAD 161 TPP11 86, 89, 143 (削除) UNCTAD 148</p>	<p>CCS 151, 158 CPTPP 86, 89, 143 CSR 65</p>

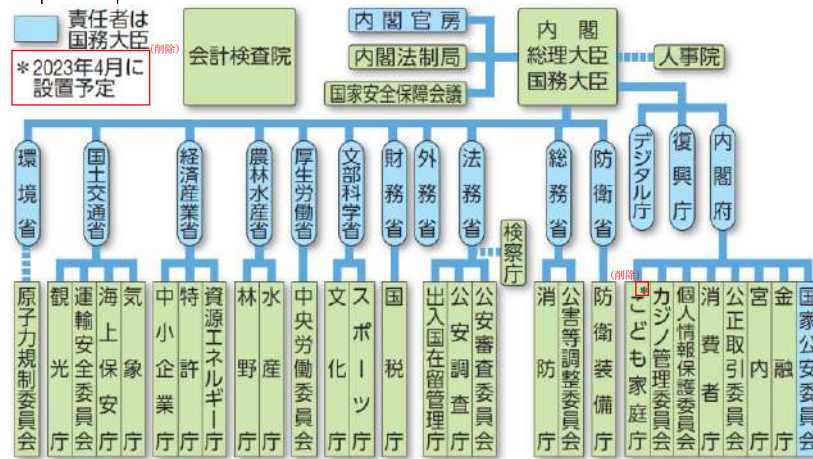
番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
12	34	図1	<p>(複数回答/上位5項目)</p> <p>1 自衛隊に期待する役割 2018年。内閣府世論調査。</p>	<p>(複数回答/上位5項目)</p> <p>1 自衛隊に期待する役割 2022年。内閣府世論調査。</p>
13		図3	<p>3 各国の国防支出 2020年度。 『日本国勢図会』2022/23年版 による。</p>	<p>3 各国の国防支出 2022年度。 『日本国勢図会』2023/24年版 による。</p>

番号 訂正箇所
ページ 行

14 34 図4

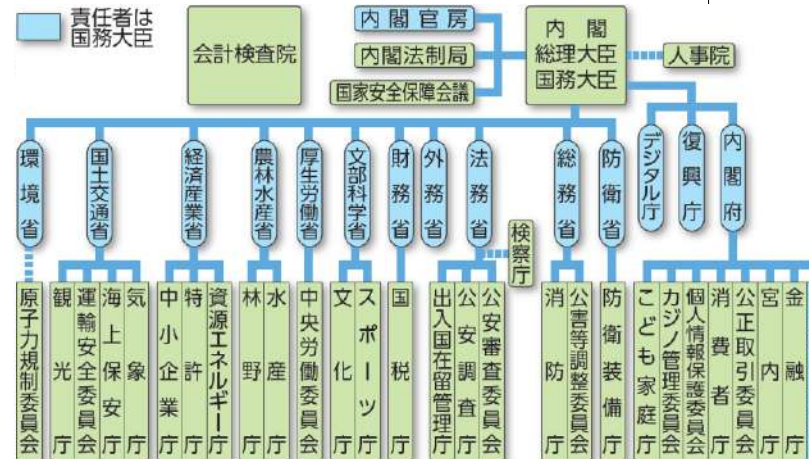
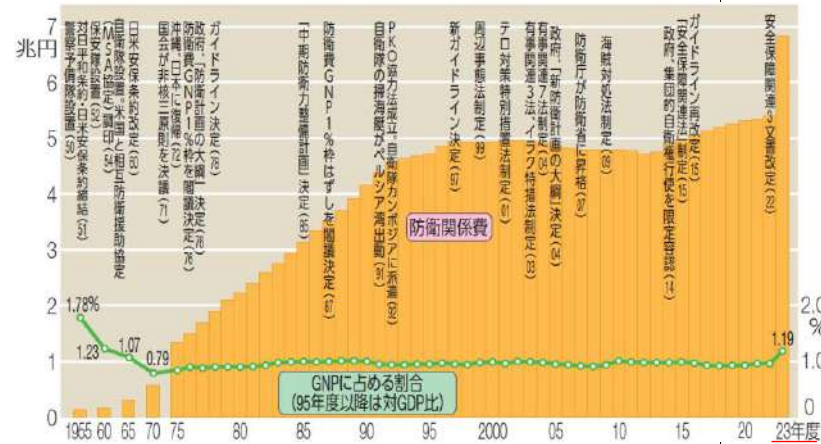


15 42 図1



1 行政機構図 2022年10月現在。政治主導の政策決定システムの構築をめざして、2001年には各省庁に副大臣と大臣政務官、2014年には大臣補佐官が新設された。

訂 正 文



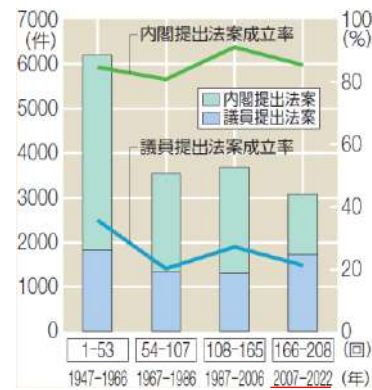
1 行政機構図 2023年10月現在。政治主導の政策決定システムの構築をめざして、2001年には各省庁に副大臣と大臣政務官、2014年には大臣補佐官が新設された。

番号	訂正箇所	
	ページ	行

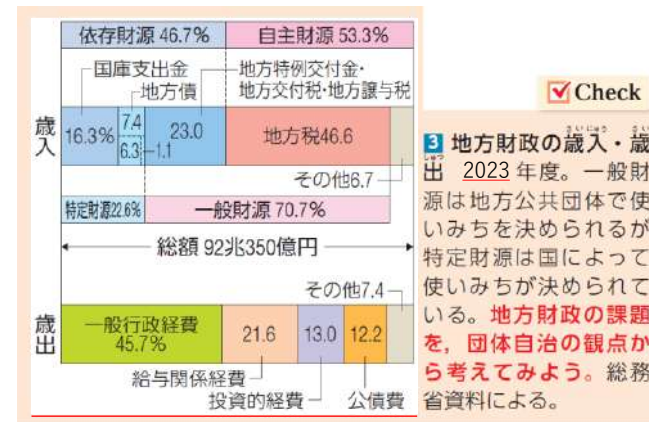
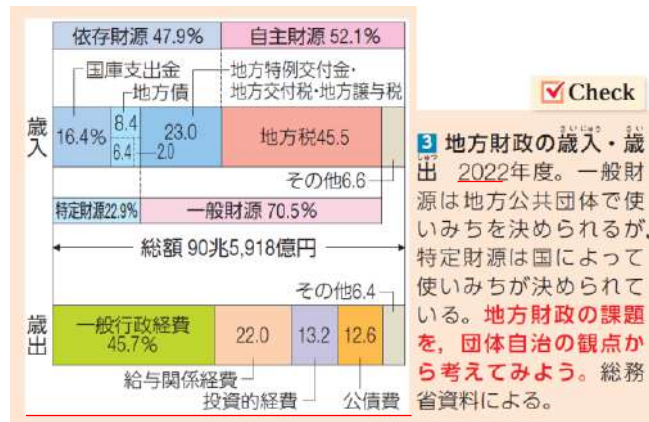
原 文

訂 正 文

16	42	図2
----	----	----



17	47	図3
----	----	----



番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
18	51	図3	<p>3 おもな政党の政治資金の内訳 政党本部の2020年収入額。総務省資料による。</p>	<p>3 おもな政党の政治資金の内訳 政党本部の2021年収入額。総務省資料による。</p>
19	52	図2	<p>● 合憲 ▲ 違憲状態 ■ 違憲</p>	<p>● 合憲 ▲ 違憲状態 ■ 違憲</p>

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
20	62	図3	<p>コンビニ売上高(2021年)</p> <p>携帯電話契約数(2021年)</p> <p>2 わが国の生産集中度 「日経業界地図2023年版」などによる。</p>	<p>コンビニ売上高(2022年)</p> <p>携帯電話契約数(2023年)</p> <p>3 わが国の生産集中度 「日経業界地図2024年版」などによる。</p>
21	64	図3		

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
22	65	図4	<p>[国名または企業名] [GDP・売上高(億ドル)]</p> <p>アメリカ 208,937</p> <p>日本 50,578</p> <p>ウォルマート・ストアーズ(米) 5,592 総合小売</p> <p>スウェーデン 5,411</p> <p>アマゾン(米) 3,861 総合小売</p> <p>シンガポール 3,400</p> <p>アップル(米) 2,745 電子機器</p> <p>トヨタ(日本) 2,567 自動車</p> <p>フォルクスワーゲン(独) 2,540 自動車</p> <p>チリ 2,529</p> <p>ロイヤル・ダッチ・シェル(蘭) 1,832 石油</p> <p>4 多国籍企業の売上高とGDP 2020年。世界の企業のなかには1国のGDPに相当する売上高の企業がある。『日本国勢図会』2022/23年版などによる。</p>	<p>[国名または企業名] [GDP・売上高(億ドル)]</p> <p>アメリカ 233,151</p> <p>日本 49,409</p> <p>ウォルマート・ストアーズ(米) 5,728 総合小売</p> <p>オーストリア 4,804</p> <p>アマゾン(米) 4,698 総合小売</p> <p>シンガポール 3,970</p> <p>アップル(米) 3,658 電子機器</p> <p>フォルクスワーゲン(独) 2,958 自動車</p> <p>トヨタ(日本) 2,793 自動車</p> <p>サムスン電子(韓国) 2,443 電子機器</p> <p>ペルー 2,233</p> <p>4 多国籍企業の売上高とGDP 2021年。世界の企業のなかには1国のGDPに相当する売上高の企業がある。『日本国勢図会』2023/24年版などによる。</p>
23	66	右段図		

番号	訂正箇所		原文	訂正文																				
	ページ	行																						
24	68	図1	<p>国内総支出 GDE* 消費(民間) 投資(民間) 政府支出</p> <p>国内総生産 GDP 純輸出 固定資本減耗</p> <p>国内純生産 NDP 海外からの純所得</p> <p>国民総所得 GNI 海外からの純所得 (間接税-補助金)</p> <p>国民所得 NI 経常海外余剰 (間接税-補助金)</p> <p>支出国民所得 経常海外余剰 政府消費 民間消費</p> <p>生産国民所得 民間・政府投資 第2次産業 第3次産業 第1次産業 財産所得</p> <p>分配国民所得 企業所得 雇用者報酬</p> <p>三面等価</p> <p>*GDPを支出面からとらえた指標。政府、企業、国民がモノやサービスのために費やした一年間の総額。</p> <p>(2020年/名目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■国内総生産(GDP) 538.2兆円 =国内の総生産額-中間生産物 ■国民総所得(GNI) 557.7兆円 =GDP+海外からの純所得 ■国民所得(NI) 376.5兆円 =GNI-固定資本減耗-(間接税-補助金) <p>項目別割合(2020年/名目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●支出国民所得 <table border="1"> <tr><td>経常海外余剰</td><td>3.3%</td></tr> <tr><td>民間・政府投資</td><td>24.5%</td></tr> <tr><td>政府消費</td><td>20.3%</td></tr> <tr><td>民間消費</td><td>51.9%</td></tr> </table> ●生産国民所得 <table border="1"> <tr><td>第1次産業</td><td>1.0%</td></tr> <tr><td>第2次産業</td><td>22.3%</td></tr> <tr><td>第3次産業</td><td>71.5%</td></tr> </table> ●分配国民所得 <table border="1"> <tr><td>企業所得</td><td>18.0%</td></tr> <tr><td>財産所得</td><td>6.8%</td></tr> <tr><td>雇用者報酬</td><td>75.3%</td></tr> </table> 	経常海外余剰	3.3%	民間・政府投資	24.5%	政府消費	20.3%	民間消費	51.9%	第1次産業	1.0%	第2次産業	22.3%	第3次産業	71.5%	企業所得	18.0%	財産所得	6.8%	雇用者報酬	75.3%	<p>1 国民所得の相互関連 「2020年度国民経済計算」による。 A...①</p>
経常海外余剰	3.3%																							
民間・政府投資	24.5%																							
政府消費	20.3%																							
民間消費	51.9%																							
第1次産業	1.0%																							
第2次産業	22.3%																							
第3次産業	71.5%																							
企業所得	18.0%																							
財産所得	6.8%																							
雇用者報酬	75.3%																							

番号	訂正箇所		原文	訂正文																				
	ページ	行																						
24	68	図1	<p>国内総支出 GDE* 消費(民間) 投資(民間) 政府支出</p> <p>国内総生産 GDP 純輸出 固定資本減耗</p> <p>国内純生産 NDP 海外からの純所得</p> <p>国民総所得 GNI 海外からの純所得 (間接税-補助金)</p> <p>国民所得 NI 経常海外余剰 (間接税-補助金)</p> <p>支出国民所得 経常海外余剰 政府消費 民間消費</p> <p>生産国民所得 民間・政府投資 第2次産業 第3次産業 第1次産業 財産所得</p> <p>分配国民所得 企業所得 雇用者報酬</p> <p>三面等価</p> <p>*GDPを支出面からとらえた指標。政府、企業、国民がモノやサービスのために費やした一年間の総額。</p> <p>(2021年/名目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■国内総生産(GDP) 549.4兆円 =国内の総生産額-中間生産物 ■国民総所得(GNI) 576.0兆円 =GDP+海外からの純所得 ■国民所得(NI) 391.9兆円 =GNI-固定資本減耗-(間接税-補助金) <p>項目別割合(2021年/名目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●支出国民所得 <table border="1"> <tr><td>経常海外余剰</td><td>4.1%</td></tr> <tr><td>民間・政府投資</td><td>24.4%</td></tr> <tr><td>政府消費</td><td>20.4%</td></tr> <tr><td>民間消費</td><td>51.0%</td></tr> </table> ●生産国民所得 <table border="1"> <tr><td>第1次産業</td><td>0.9%</td></tr> <tr><td>第2次産業</td><td>22.3%</td></tr> <tr><td>第3次産業</td><td>69.9%</td></tr> </table> ●分配国民所得 <table border="1"> <tr><td>企業所得</td><td>19.4%</td></tr> <tr><td>財産所得</td><td>6.9%</td></tr> <tr><td>雇用者報酬</td><td>73.7%</td></tr> </table> 	経常海外余剰	4.1%	民間・政府投資	24.4%	政府消費	20.4%	民間消費	51.0%	第1次産業	0.9%	第2次産業	22.3%	第3次産業	69.9%	企業所得	19.4%	財産所得	6.9%	雇用者報酬	73.7%	<p>1 国民所得の相互関連 「2021年度国民経済計算」による。 A...①</p>
経常海外余剰	4.1%																							
民間・政府投資	24.4%																							
政府消費	20.4%																							
民間消費	51.0%																							
第1次産業	0.9%																							
第2次産業	22.3%																							
第3次産業	69.9%																							
企業所得	19.4%																							
財産所得	6.9%																							
雇用者報酬	73.7%																							

番号	訂正箇所		原文	訂正文																
	ページ	行																		
25	71	図2	<p>(2020年における流れ) 投資 今年1年間の国富の増加分 -10.7兆円 1年間の生産活動 GDP (フロー) 538.2兆円 前年末の国富 (ストック) 3,679.2兆円 消費 貯蓄</p> <p>日本の国富の内訳 (総額3,668.5兆円, 2020年末)</p> <table border="1"> <tr> <td>土地</td> <td>住宅建物</td> </tr> <tr> <td>34.0%</td> <td>11.6%</td> </tr> <tr> <td>その他の建築物</td> <td>機械・設備</td> </tr> <tr> <td>31.8%</td> <td>6.3%</td> </tr> </table>	土地	住宅建物	34.0%	11.6%	その他の建築物	機械・設備	31.8%	6.3%	<p>(2021年における流れ) 投資 今年1年間の国富の増加分 174.6兆円 1年間の生産活動 GDP (フロー) 648.4兆円 前年末の国富 (ストック) 3,684.1兆円 消費 貯蓄</p> <p>日本の国富の内訳 (総額3,858.7兆円, 2021年末)</p> <table border="1"> <tr> <td>土地</td> <td>住宅建物</td> </tr> <tr> <td>33.1%</td> <td>11.9%</td> </tr> <tr> <td>その他の建築物</td> <td>機械・設備</td> </tr> <tr> <td>31.6%</td> <td>6.2%</td> </tr> </table>	土地	住宅建物	33.1%	11.9%	その他の建築物	機械・設備	31.6%	6.2%
土地	住宅建物																			
34.0%	11.6%																			
その他の建築物	機械・設備																			
31.8%	6.3%																			
土地	住宅建物																			
33.1%	11.9%																			
その他の建築物	機械・設備																			
31.6%	6.2%																			
26	72	図3	<p>現金通貨 CD (譲渡性預金) 7.3% 準備金 2.3% 準通貨 (定期性預金、外貨預金など) 33.6% 預金通貨 56.7% M₁ M₃ (2021年 平均残高)</p>	<p>現金通貨 CD (譲渡性預金) 7.4% 準備金 2.3% 準通貨 (定期性預金、外貨預金など) 31.9% 預金通貨 58.4% M₁ M₃ (2022年 平均残高)</p>																

番号	訂正箇所		原文	訂正文																																				
	ページ	行																																						
27	74	コラム 図																																						
28	76	右段図	<table border="1"> <caption>▲キャッシュレス決済比率の国際比較 2020年。キャッシュレス推進協議会資料による。</caption> <thead> <tr> <th>国</th> <th>比率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>韓国</td><td>93.6</td></tr> <tr><td>中国</td><td>83.0</td></tr> <tr><td>イギリス</td><td>63.9</td></tr> <tr><td>アメリカ</td><td>55.8</td></tr> <tr><td>フランス</td><td>47.8</td></tr> <tr><td>スウェーデン</td><td>46.3</td></tr> <tr><td>日本</td><td>29.8</td></tr> <tr><td>ドイツ</td><td>21.3</td></tr> </tbody> </table>	国	比率 (%)	韓国	93.6	中国	83.0	イギリス	63.9	アメリカ	55.8	フランス	47.8	スウェーデン	46.3	日本	29.8	ドイツ	21.3	<table border="1"> <caption>▲キャッシュレス決済比率の国際比較 2021年。キャッシュレス推進協議会資料による。</caption> <thead> <tr> <th>国</th> <th>比率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>韓国</td><td>95.3</td></tr> <tr><td>中国</td><td>83.8</td></tr> <tr><td>イギリス</td><td>65.1</td></tr> <tr><td>アメリカ</td><td>53.2</td></tr> <tr><td>フランス</td><td>50.4</td></tr> <tr><td>スウェーデン</td><td>46.6</td></tr> <tr><td>日本</td><td>32.5</td></tr> <tr><td>ドイツ</td><td>22.2</td></tr> </tbody> </table>	国	比率 (%)	韓国	95.3	中国	83.8	イギリス	65.1	アメリカ	53.2	フランス	50.4	スウェーデン	46.6	日本	32.5	ドイツ	22.2
国	比率 (%)																																							
韓国	93.6																																							
中国	83.0																																							
イギリス	63.9																																							
アメリカ	55.8																																							
フランス	47.8																																							
スウェーデン	46.3																																							
日本	29.8																																							
ドイツ	21.3																																							
国	比率 (%)																																							
韓国	95.3																																							
中国	83.8																																							
イギリス	65.1																																							
アメリカ	53.2																																							
フランス	50.4																																							
スウェーデン	46.6																																							
日本	32.5																																							
ドイツ	22.2																																							
29	78	図2	<p>【2022年度当初予算】</p> <table border="1"> <tr> <td>歳入 107.6</td> <td>所得税20.4</td> <td>法人税13.3</td> <td>消費税21.6</td> <td>9.9</td> <td>5.4</td> <td>6.3</td> <td>赤字国債30.7</td> </tr> <tr> <td>歳出 107.6</td> <td>6.1</td> <td>5.4</td> <td>5.4</td> <td>14.3</td> <td>36.3</td> <td>15.9</td> <td>24.3</td> </tr> </table>	歳入 107.6	所得税20.4	法人税13.3	消費税21.6	9.9	5.4	6.3	赤字国債30.7	歳出 107.6	6.1	5.4	5.4	14.3	36.3	15.9	24.3	<p>【2023年度当初予算】</p> <table border="1"> <tr> <td>歳入 114.4</td> <td>所得税21.0</td> <td>法人税14.8</td> <td>消費税23.4</td> <td>9.3</td> <td>6.6</td> <td>赤字国債29.1</td> </tr> <tr> <td>歳出 114.4</td> <td>6.1</td> <td>5.4</td> <td>10.2</td> <td>14.2</td> <td>36.9</td> <td>16.4</td> <td>25.3</td> </tr> </table>	歳入 114.4	所得税21.0	法人税14.8	消費税23.4	9.3	6.6	赤字国債29.1	歳出 114.4	6.1	5.4	10.2	14.2	36.9	16.4	25.3					
歳入 107.6	所得税20.4	法人税13.3	消費税21.6	9.9	5.4	6.3	赤字国債30.7																																	
歳出 107.6	6.1	5.4	5.4	14.3	36.3	15.9	24.3																																	
歳入 114.4	所得税21.0	法人税14.8	消費税23.4	9.3	6.6	赤字国債29.1																																		
歳出 114.4	6.1	5.4	10.2	14.2	36.9	16.4	25.3																																	

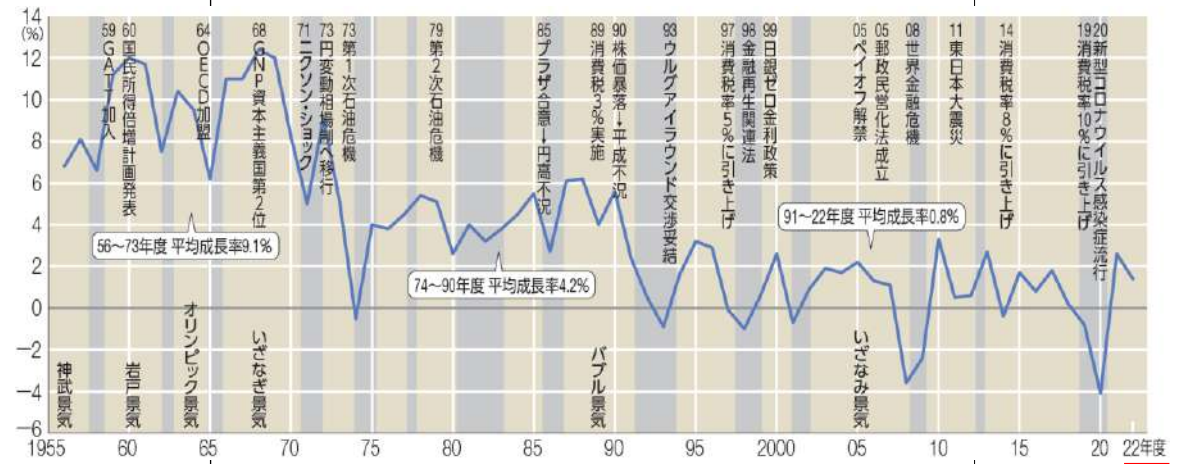
番号	訂正箇所		原文	訂正文																				
	ページ	行																						
30	78	図3	<table border="1"> <caption>(単位：億円)</caption> <tr><td>日本政策金融公庫</td><td>38,373</td></tr> <tr><td>地方公共団体</td><td>29,527</td></tr> <tr><td>日本高速道路保有・債務返済機構</td><td>15,200</td></tr> <tr><td>地方公共団体金融機構</td><td>1,000</td></tr> <tr><td>日本学生支援機構</td><td>6,744</td></tr> </table> <p>3 財政投融資の使途(上)と もな投融資先(下) 2019年度 見通し。財務省資料による。</p>	日本政策金融公庫	38,373	地方公共団体	29,527	日本高速道路保有・債務返済機構	15,200	地方公共団体金融機構	1,000	日本学生支援機構	6,744	<table border="1"> <caption>(単位：億円)</caption> <tr><td>日本政策金融公庫</td><td>60,975</td></tr> <tr><td>地方公共団体</td><td>24,238</td></tr> <tr><td>日本高速道路保有・債務返済機構</td><td>12,530</td></tr> <tr><td>国際協力機構</td><td>12,686</td></tr> <tr><td>日本学生支援機構</td><td>5,881</td></tr> </table> <p>3 財政投融資の使途(上)と もな投融資先(下) 2023年度 見通し。財務省資料による。</p>	日本政策金融公庫	60,975	地方公共団体	24,238	日本高速道路保有・債務返済機構	12,530	国際協力機構	12,686	日本学生支援機構	5,881
日本政策金融公庫	38,373																							
地方公共団体	29,527																							
日本高速道路保有・債務返済機構	15,200																							
地方公共団体金融機構	1,000																							
日本学生支援機構	6,744																							
日本政策金融公庫	60,975																							
地方公共団体	24,238																							
日本高速道路保有・債務返済機構	12,530																							
国際協力機構	12,686																							
日本学生支援機構	5,881																							
31	80	図2	<p>2 日本国債の保有者の割合 日本 の国債は、そのほとんどが国内に保有されて おり、また保有者に占める金融機関の 割合が著しく高い点に特徴がある。</p>	<p>2 日本国債の保有者の割合 日本 の国債はほとんどが国内に保有されており、 保有者に占める金融機関の割合が高い 点に特徴がある。日本銀行資料による。</p>																				
32																								
33																								

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
34	81	図		

番号	訂正箇所		原文	訂正文																																																																						
	ページ	行																																																																								
35	82	図1																																																																								
36	82	図3	<p>※()内は人口の順位</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>都道府県</th> <th>地方税 (%)</th> <th>地方交付税</th> <th>国庫支出金</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京 (1)</td> <td>69.4%</td> <td>4.3</td> <td>0.0</td> <td>26.3</td> </tr> <tr> <td>神奈川 (2)</td> <td>63.8%</td> <td>5.2</td> <td>5.9</td> <td>25.2</td> </tr> <tr> <td>大阪 (3)</td> <td>49.5%</td> <td>9.1</td> <td>7.9</td> <td>33.5</td> </tr> <tr> <td>高知 (45)</td> <td>18.1%</td> <td>38.8</td> <td>14.7</td> <td>28.4</td> </tr> <tr> <td>島根 (46)</td> <td>17.0%</td> <td>37.4</td> <td>14.7</td> <td>30.9</td> </tr> <tr> <td>鳥取 (47)</td> <td>19.2%</td> <td>39.0</td> <td>15.0</td> <td>26.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 おもな都道府県の歳入構造 2018年度。総務省資料による。</p>	都道府県	地方税 (%)	地方交付税	国庫支出金	その他	東京 (1)	69.4%	4.3	0.0	26.3	神奈川 (2)	63.8%	5.2	5.9	25.2	大阪 (3)	49.5%	9.1	7.9	33.5	高知 (45)	18.1%	38.8	14.7	28.4	島根 (46)	17.0%	37.4	14.7	30.9	鳥取 (47)	19.2%	39.0	15.0	26.8	<table border="1"> <thead> <tr> <th>都道府県</th> <th>地方税 (%)</th> <th>地方交付税</th> <th>国庫支出金</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京 (1)</td> <td>57.9%</td> <td>24.8</td> <td>17.3</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>神奈川 (2)</td> <td>41.7%</td> <td>6.8</td> <td>25.1</td> <td>26.5</td> </tr> <tr> <td>大阪 (3)</td> <td>29.8%</td> <td>8.1</td> <td>29.4</td> <td>32.7</td> </tr> <tr> <td>高知 (45)</td> <td>16.5%</td> <td>35.2</td> <td>23.9</td> <td>24.4</td> </tr> <tr> <td>島根 (46)</td> <td>15.1%</td> <td>33.9</td> <td>19.6</td> <td>31.4</td> </tr> <tr> <td>鳥取 (47)</td> <td>18.0%</td> <td>37.7</td> <td>20.9</td> <td>23.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 おもな都道府県の歳入構造 2021年度。総務省資料による。</p>	都道府県	地方税 (%)	地方交付税	国庫支出金	その他	東京 (1)	57.9%	24.8	17.3	0.0	神奈川 (2)	41.7%	6.8	25.1	26.5	大阪 (3)	29.8%	8.1	29.4	32.7	高知 (45)	16.5%	35.2	23.9	24.4	島根 (46)	15.1%	33.9	19.6	31.4	鳥取 (47)	18.0%	37.7	20.9	23.4
都道府県	地方税 (%)	地方交付税	国庫支出金	その他																																																																						
東京 (1)	69.4%	4.3	0.0	26.3																																																																						
神奈川 (2)	63.8%	5.2	5.9	25.2																																																																						
大阪 (3)	49.5%	9.1	7.9	33.5																																																																						
高知 (45)	18.1%	38.8	14.7	28.4																																																																						
島根 (46)	17.0%	37.4	14.7	30.9																																																																						
鳥取 (47)	19.2%	39.0	15.0	26.8																																																																						
都道府県	地方税 (%)	地方交付税	国庫支出金	その他																																																																						
東京 (1)	57.9%	24.8	17.3	0.0																																																																						
神奈川 (2)	41.7%	6.8	25.1	26.5																																																																						
大阪 (3)	29.8%	8.1	29.4	32.7																																																																						
高知 (45)	16.5%	35.2	23.9	24.4																																																																						
島根 (46)	15.1%	33.9	19.6	31.4																																																																						
鳥取 (47)	18.0%	37.7	20.9	23.4																																																																						

番号	訂正箇所		原文	訂正文																																																																																																		
	ページ	行																																																																																																				
37	83	図5																																																																																																				
38	83	図6	<table border="1"> <caption>図6: 租税負担率 (対国民所得比) (2019年度)</caption> <thead> <tr> <th>国</th> <th>個人所得課税</th> <th>法人所得課税</th> <th>消費課税</th> <th>資産課税等</th> <th>合計</th> <th>老年人口比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>8.2</td> <td>5.3</td> <td>8.6</td> <td>3.7</td> <td>25.8</td> <td>28.3</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>13.0</td> <td>5.6</td> <td>3.7</td> <td>1.7</td> <td>23.9</td> <td>16.2</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>12.2</td> <td>3.1</td> <td>14.5</td> <td>5.7</td> <td>35.5</td> <td>18.5</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>14.1</td> <td>2.7</td> <td>13.7</td> <td>1.5</td> <td>32.0</td> <td>21.6</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>13.4</td> <td>3.2</td> <td>17.8</td> <td>8.8</td> <td>43.1</td> <td>20.4</td> </tr> <tr> <td>スウェーデン</td> <td>18.7</td> <td>4.6</td> <td>18.4</td> <td>9.6</td> <td>51.3</td> <td>20.2</td> </tr> </tbody> </table>	国	個人所得課税	法人所得課税	消費課税	資産課税等	合計	老年人口比率	日本	8.2	5.3	8.6	3.7	25.8	28.3	アメリカ	13.0	5.6	3.7	1.7	23.9	16.2	イギリス	12.2	3.1	14.5	5.7	35.5	18.5	ドイツ	14.1	2.7	13.7	1.5	32.0	21.6	フランス	13.4	3.2	17.8	8.8	43.1	20.4	スウェーデン	18.7	4.6	18.4	9.6	51.3	20.2	<table border="1"> <caption>図6: 租税負担率 (対国民所得比) (2020年度)</caption> <thead> <tr> <th>国</th> <th>個人所得課税</th> <th>法人所得課税</th> <th>消費課税</th> <th>資産課税等</th> <th>合計</th> <th>老年人口比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>8.8</td> <td>5.5</td> <td>9.9</td> <td>3.9</td> <td>28.2</td> <td>28.6</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>12.8</td> <td>5.4</td> <td>4.0</td> <td>1.5</td> <td>23.8</td> <td>16.2</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>12.4</td> <td>3.2</td> <td>13.5</td> <td>5.2</td> <td>34.3</td> <td>18.7</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>13.6</td> <td>2.2</td> <td>12.9</td> <td>1.7</td> <td>30.3</td> <td>22.0</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>14.1</td> <td>3.4</td> <td>18.1</td> <td>9.4</td> <td>45.0</td> <td>21.0</td> </tr> <tr> <td>スウェーデン</td> <td>18.1</td> <td>4.4</td> <td>17.9</td> <td>9.0</td> <td>49.5</td> <td>20.0</td> </tr> </tbody> </table>	国	個人所得課税	法人所得課税	消費課税	資産課税等	合計	老年人口比率	日本	8.8	5.5	9.9	3.9	28.2	28.6	アメリカ	12.8	5.4	4.0	1.5	23.8	16.2	イギリス	12.4	3.2	13.5	5.2	34.3	18.7	ドイツ	13.6	2.2	12.9	1.7	30.3	22.0	フランス	14.1	3.4	18.1	9.4	45.0	21.0	スウェーデン	18.1	4.4	17.9	9.0	49.5	20.0
国	個人所得課税	法人所得課税	消費課税	資産課税等	合計	老年人口比率																																																																																																
日本	8.2	5.3	8.6	3.7	25.8	28.3																																																																																																
アメリカ	13.0	5.6	3.7	1.7	23.9	16.2																																																																																																
イギリス	12.2	3.1	14.5	5.7	35.5	18.5																																																																																																
ドイツ	14.1	2.7	13.7	1.5	32.0	21.6																																																																																																
フランス	13.4	3.2	17.8	8.8	43.1	20.4																																																																																																
スウェーデン	18.7	4.6	18.4	9.6	51.3	20.2																																																																																																
国	個人所得課税	法人所得課税	消費課税	資産課税等	合計	老年人口比率																																																																																																
日本	8.8	5.5	9.9	3.9	28.2	28.6																																																																																																
アメリカ	12.8	5.4	4.0	1.5	23.8	16.2																																																																																																
イギリス	12.4	3.2	13.5	5.2	34.3	18.7																																																																																																
ドイツ	13.6	2.2	12.9	1.7	30.3	22.0																																																																																																
フランス	14.1	3.4	18.1	9.4	45.0	21.0																																																																																																
スウェーデン	18.1	4.4	17.9	9.0	49.5	20.0																																																																																																
39	83	図8																																																																																																				

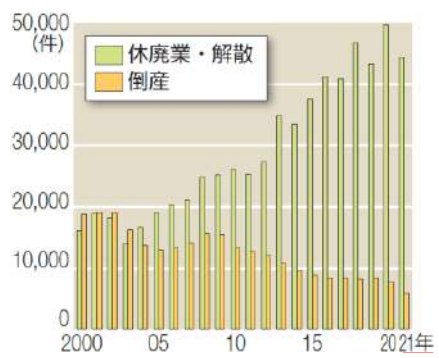

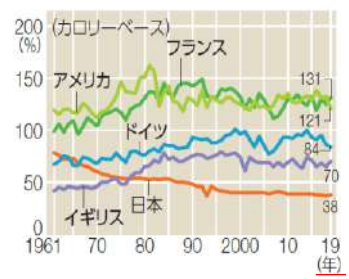

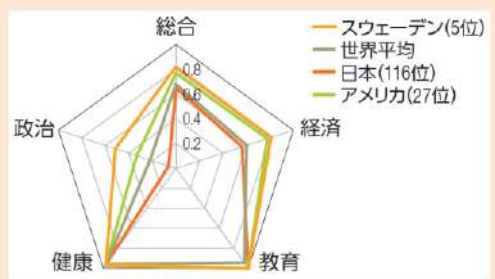
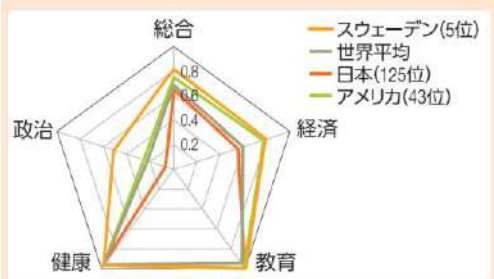
番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
40	84	図1		



番号	訂正箇所		原文	訂正文																																				
	ページ	行																																						
41	85	図3	<p>(2012年=100)</p> <p>名目賃金指数</p> <p>消費者物価指数</p> <p>実質賃金指数</p> <p>1995 2000 05 10 15 2021年</p>	<p>(2012年=100)</p> <p>名目賃金指数</p> <p>消費者物価指数</p> <p>実質賃金指数</p> <p>1995 2000 05 10 15 20 22年</p>																																				
42	86	図1	<table border="1"> <tr><td>日本</td><td>49.5</td></tr> <tr><td>OECD平均</td><td>59.4</td></tr> <tr><td>イギリス</td><td>69.3</td></tr> <tr><td>ドイツ</td><td>76.0</td></tr> <tr><td>オランダ</td><td>77.1</td></tr> <tr><td>スウェーデン</td><td>78.9</td></tr> <tr><td>フランス</td><td>79.2</td></tr> <tr><td>アメリカ</td><td>80.5</td></tr> <tr><td>デンマーク</td><td>88.2</td></tr> </table> <p>0 20 40 60 80 100 (購買力平価換算米ドル)</p> <p>1 時間あたり労働生産性の国際比較 2020年。人口減少や高齢化が進む日本では、少ない</p>	日本	49.5	OECD平均	59.4	イギリス	69.3	ドイツ	76.0	オランダ	77.1	スウェーデン	78.9	フランス	79.2	アメリカ	80.5	デンマーク	88.2	<table border="1"> <tr><td>日本</td><td>49.9</td></tr> <tr><td>OECD平均</td><td>60.9</td></tr> <tr><td>イギリス</td><td>67.7</td></tr> <tr><td>オランダ</td><td>79.9</td></tr> <tr><td>フランス</td><td>80.1</td></tr> <tr><td>ドイツ</td><td>80.6</td></tr> <tr><td>アメリカ</td><td>85.0</td></tr> <tr><td>スウェーデン</td><td>85.6</td></tr> <tr><td>デンマーク</td><td>91.5</td></tr> </table> <p>0 20 40 60 80 100 (購買力平価換算米ドル)</p> <p>1 時間あたり労働生産性の国際比較 2021年。人口減少や高齢化が進む日本では、少ない</p>	日本	49.9	OECD平均	60.9	イギリス	67.7	オランダ	79.9	フランス	80.1	ドイツ	80.6	アメリカ	85.0	スウェーデン	85.6	デンマーク	91.5
日本	49.5																																							
OECD平均	59.4																																							
イギリス	69.3																																							
ドイツ	76.0																																							
オランダ	77.1																																							
スウェーデン	78.9																																							
フランス	79.2																																							
アメリカ	80.5																																							
デンマーク	88.2																																							
日本	49.9																																							
OECD平均	60.9																																							
イギリス	67.7																																							
オランダ	79.9																																							
フランス	80.1																																							
ドイツ	80.6																																							
アメリカ	85.0																																							
スウェーデン	85.6																																							
デンマーク	91.5																																							

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
43	87	左上図		
44	87	左下図	<p>▲相対的貧困率の国際比較 2018年。OECD資料による。</p>	<p>▲相対的貧困率の国際比較 2020年。OECD資料による。</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
45	87	右図	<p>▲ジニ係数の国際比較 2018年。p.59の図と比較し、政府の大きさが格差にどう影響するのか、考えてみよう。OECD資料による。</p>	<p>▲ジニ係数の国際比較 2021年。p.59の図と比較し、政府の大きさが格差にどう影響するのか、考えてみよう。OECD資料による。</p>
46	87	右段7	<p>いる。日本における子どもの貧困率は、やや改善の兆しが見えるとはいえ依然として高く(13.5%/2018年)、先進国のなかでも上位にある。学童期に、学習等の機会が著しく制約され</p>	<p>いる。日本における子どもの貧困率は、やや改善の兆しが見えるとはいえ依然として高く(11.5%/2021年)、先進国のなかでも上位にある。学童期に、学習等の機会が著しく制約され</p>

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
47	88	図4		
48	89	図6		
49	95	図2下	 <p> <input checked="" type="checkbox"/> Check 2 女性の年齢別労働力率の国際比較(上/2021年)とジェンダーギャップ指数(下/2022年) 上図について、日本だけにみられる傾向を読み取ってみよう。また、こうした傾向がみられる背景について、下図やp.1014なども参考にしながら考え、説明してみよう。OECD資料、「Global Gender Gap Report」による。 </p> <p> 各国の男女間の格差を示す指標で、経済・教育・健康・政治の各分野の値を総合して算出する。1は完全な平等、0は完全な不平等をあらわす </p>	 <p> <input checked="" type="checkbox"/> Check 2 女性の年齢別労働力率の国際比較(上/2021年)とジェンダーギャップ指数(下/2023年) 上図について、日本だけにみられる傾向を読み取ってみよう。また、こうした傾向がみられる背景について、下図やp.1014なども参考にしながら考え、説明してみよう。OECD資料、「Global Gender Gap Report」による。 </p> <p> 各国の男女間の格差を示す指標で、経済・教育・健康・政治の各分野の値を総合して算出する。1は完全な平等、0は完全な不平等をあらわす </p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文																																																																																																														
	ページ	行																																																																																																																
50	98	図2	<p>(2021年) (万円)</p> <table border="1"> <tr> <th>性別</th> <th>正社員・正職員</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <td>男性</td> <td>34.9</td> <td>24.1</td> </tr> <tr> <td>女性</td> <td>27.1</td> <td>19.5</td> </tr> </table>	性別	正社員・正職員	その他	男性	34.9	24.1	女性	27.1	19.5	<p>(2022年) (万円)</p> <table border="1"> <tr> <th>性別</th> <th>正社員・正職員</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <td>男性</td> <td>35.4</td> <td>24.8</td> </tr> <tr> <td>女性</td> <td>27.6</td> <td>19.9</td> </tr> </table>	性別	正社員・正職員	その他	男性	35.4	24.8	女性	27.6	19.9																																																																																												
性別	正社員・正職員	その他																																																																																																																
男性	34.9	24.1																																																																																																																
女性	27.1	19.5																																																																																																																
性別	正社員・正職員	その他																																																																																																																
男性	35.4	24.8																																																																																																																
女性	27.6	19.9																																																																																																																
51	102	図2	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">国</th> <th colspan="2">国民負担率 (対NI比, 2019年)</th> <th colspan="4">社会保障給付費 (対GDP比, 2019年)</th> </tr> <tr> <th>国民負担率</th> <th>租税負担</th> <th>医療</th> <th>年金</th> <th>福祉</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>18.6</td> <td>25.8</td> <td>7.8</td> <td>11.2</td> <td>23.7</td> <td>4.6</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>32.4</td> <td>8.5</td> <td>23.9</td> <td>8.2</td> <td>7.8</td> <td>3.1</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>46.5</td> <td>11.0</td> <td>35.5</td> <td>7.1</td> <td>7.0</td> <td>8.7</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>54.9</td> <td>22.9</td> <td>32.0</td> <td>7.9</td> <td>10.2</td> <td>8.0</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>67.1</td> <td>23.9</td> <td>43.1</td> <td>8.6</td> <td>14.8</td> <td>8.3</td> </tr> <tr> <td>スウェーデン</td> <td>56.4</td> <td>5.2</td> <td>51.3</td> <td>6.6</td> <td>8.9</td> <td>12.3</td> </tr> </tbody> </table>	国	国民負担率 (対NI比, 2019年)		社会保障給付費 (対GDP比, 2019年)				国民負担率	租税負担	医療	年金	福祉	その他	日本	18.6	25.8	7.8	11.2	23.7	4.6	アメリカ	32.4	8.5	23.9	8.2	7.8	3.1	イギリス	46.5	11.0	35.5	7.1	7.0	8.7	ドイツ	54.9	22.9	32.0	7.9	10.2	8.0	フランス	67.1	23.9	43.1	8.6	14.8	8.3	スウェーデン	56.4	5.2	51.3	6.6	8.9	12.3	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">国</th> <th colspan="2">国民負担率 (対NI比, 2020年)</th> <th colspan="4">社会保障給付費 (対GDP比, 2019年)</th> </tr> <tr> <th>国民負担率</th> <th>租税負担</th> <th>医療</th> <th>年金</th> <th>福祉</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>19.8</td> <td>28.2</td> <td>9.6</td> <td>10.0</td> <td>23.1</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>32.3</td> <td>8.5</td> <td>23.8</td> <td>14.1</td> <td>7.8</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>46.0</td> <td>11.7</td> <td>34.3</td> <td>7.9</td> <td>6.6</td> <td>5.6</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>54.0</td> <td>23.7</td> <td>30.3</td> <td>9.2</td> <td>10.4</td> <td>8.7</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>54.5</td> <td>5.1</td> <td>49.5</td> <td>6.8</td> <td>7.7</td> <td>11.2</td> </tr> <tr> <td>スウェーデン</td> <td>69.9</td> <td>24.9</td> <td>45.0</td> <td>9.3</td> <td>14.3</td> <td>7.9</td> </tr> </tbody> </table>	国	国民負担率 (対NI比, 2020年)		社会保障給付費 (対GDP比, 2019年)				国民負担率	租税負担	医療	年金	福祉	その他	日本	19.8	28.2	9.6	10.0	23.1	3.5	アメリカ	32.3	8.5	23.8	14.1	7.8	2.2	イギリス	46.0	11.7	34.3	7.9	6.6	5.6	ドイツ	54.0	23.7	30.3	9.2	10.4	8.7	フランス	54.5	5.1	49.5	6.8	7.7	11.2	スウェーデン	69.9	24.9	45.0	9.3	14.3	7.9
国	国民負担率 (対NI比, 2019年)		社会保障給付費 (対GDP比, 2019年)																																																																																																															
	国民負担率	租税負担	医療	年金	福祉	その他																																																																																																												
日本	18.6	25.8	7.8	11.2	23.7	4.6																																																																																																												
アメリカ	32.4	8.5	23.9	8.2	7.8	3.1																																																																																																												
イギリス	46.5	11.0	35.5	7.1	7.0	8.7																																																																																																												
ドイツ	54.9	22.9	32.0	7.9	10.2	8.0																																																																																																												
フランス	67.1	23.9	43.1	8.6	14.8	8.3																																																																																																												
スウェーデン	56.4	5.2	51.3	6.6	8.9	12.3																																																																																																												
国	国民負担率 (対NI比, 2020年)		社会保障給付費 (対GDP比, 2019年)																																																																																																															
	国民負担率	租税負担	医療	年金	福祉	その他																																																																																																												
日本	19.8	28.2	9.6	10.0	23.1	3.5																																																																																																												
アメリカ	32.3	8.5	23.8	14.1	7.8	2.2																																																																																																												
イギリス	46.0	11.7	34.3	7.9	6.6	5.6																																																																																																												
ドイツ	54.0	23.7	30.3	9.2	10.4	8.7																																																																																																												
フランス	54.5	5.1	49.5	6.8	7.7	11.2																																																																																																												
スウェーデン	69.9	24.9	45.0	9.3	14.3	7.9																																																																																																												

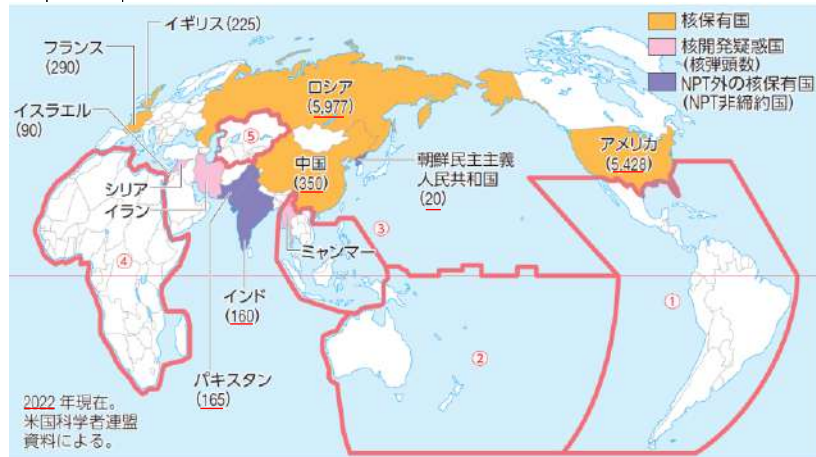
番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
52	103	図3	<p>厚生年金保険 【民間サラリーマン】 4,065万人 【公務員など】 466万人</p> <p>国民年金(基礎年金)</p> <p>自営業者など 会社員+公務員など 第2号被保険者の被扶養配偶者</p> <p>第1号被保険者 第2号被保険者 第3号被保険者</p> <p>1,431万人 4,531万人 763万人</p> <p>6,725万人</p> <p>3 公的年金制度のしくみ 2021年3月末現在。1985年に全国民</p>	<p>厚生年金保険 【民間サラリーマン】 4,157万人 【公務員など】 471万人</p> <p>国民年金(基礎年金)</p> <p>自営業者など 会社員+公務員など 第2号被保険者の被扶養配偶者</p> <p>第1号被保険者 第2号被保険者 第3号被保険者</p> <p>1,405万人 4,628万人 721万人</p> <p>6,754万人</p> <p>3 公的年金制度のしくみ 2022年3月末現在。1985年に全国民</p>
53	106	右図	<p>13.4% 23.0% 312.6万円 63.6%</p> <p>公的年金・恩給 稼働所得 その他の所得</p> <p>▲高齢者1世帯あたりの年間平均所得の内訳 2018年。年金・恩給を受給し</p>	<p>12.0% 25.2% 318.3万円 62.8%</p> <p>公的年金・恩給 稼働所得 その他の所得</p> <p>▲高齢者1世帯あたりの年間平均所得の内訳 2021年。年金・恩給を受給し</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
54	129	コラム 図		
55	131	図	<p>← は主な難民の流れ ■ はシェンゲン協定の圏内</p>	<p>← は主な難民の流れ ■ はシェンゲン協定の圏内</p>

番号	訂正箇所	
	ページ	行

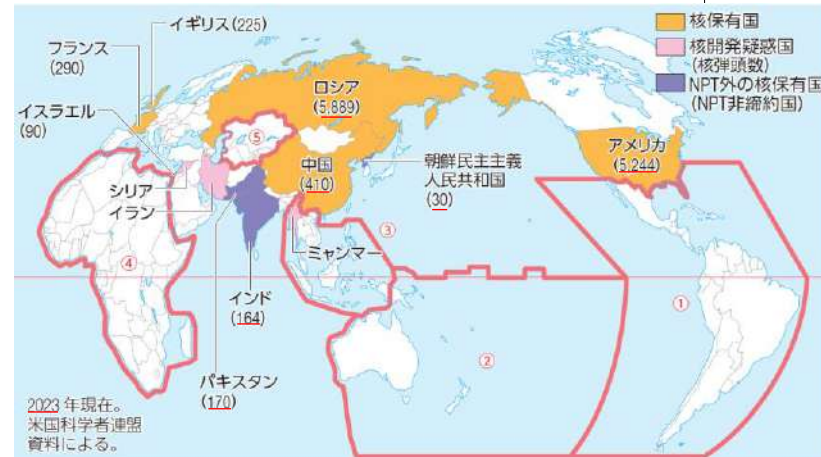
56 133 図1

原文



発効年	非核地帯条約
1968年	①中南米核兵器禁止条約(トラテロルコ条約)
1986年	②南太平洋非核地帯条約(ラロトンガ条約)
1997年	③東南アジア非核兵器地帯条約(バンコク条約)
2009年	④アフリカ非核兵器地帯条約(ペリンドバ条約)
	⑤中央アジア非核兵器地帯条約

訂正文



発効年	非核地帯条約
1968年	①中南米核兵器禁止条約(トラテロルコ条約)
1986年	②南太平洋非核地帯条約(ラロトンガ条約)
1997年	③東南アジア非核兵器地帯条約(バンコク条約)
2009年	④アフリカ非核兵器地帯条約(ペリンドバ条約)
	⑤中央アジア非核兵器地帯条約

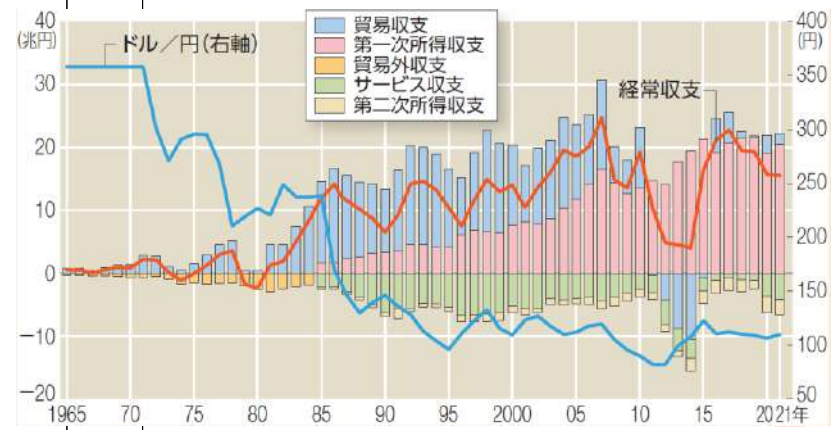
番号	訂正箇所		原文
	ページ	行	

訂正文	
-----	--

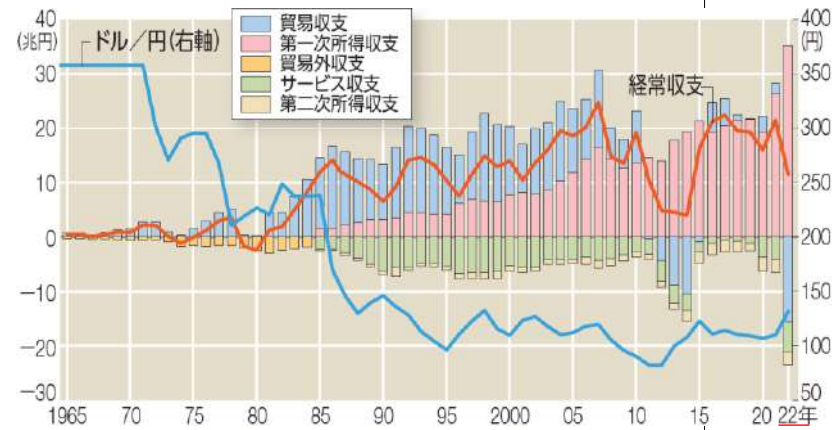
--

57

137
コラム
図



(単位：億円)	2021年
経常収支	154,877
貿易・サービス収支	-25,615
貿易収支	16,701
輸出	822,837
輸入	806,136
サービス収支	-42,316
第1次所得収支	204,781
第2次所得収支	-24,289
資本移転等収支	-4,197
金融収支	107,527
直接投資	134,043
証券投資	-220,234
金融派生商品	24,141
その他投資	100,677
外貨準備	68,899
誤差脱漏	-43,153



(単位：億円)	2022年
経常収支	115,466
貿易・サービス収支	-211,638
貿易収支	-157,436
輸出	987,688
輸入	1,145,124
サービス収支	-54,202
第1次所得収支	351,857
第2次所得収支	-24,753
資本移転等収支	-1,144
金融収支	64,922
直接投資	169,582
証券投資	-192,565
金融派生商品	51,362
その他投資	107,114
外貨準備	-70,571
誤差脱漏	-49,400

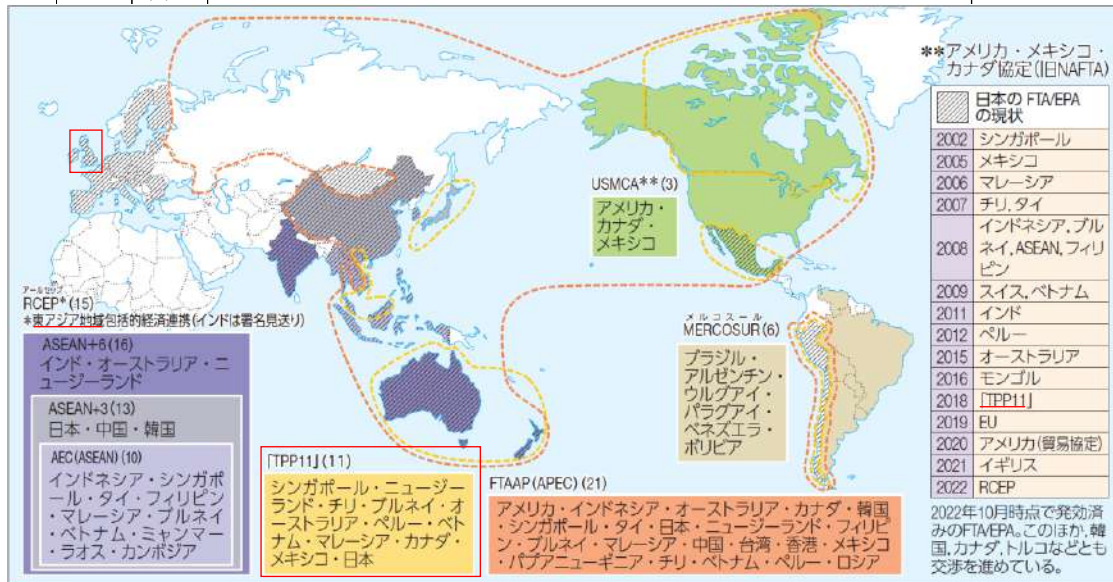
番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		



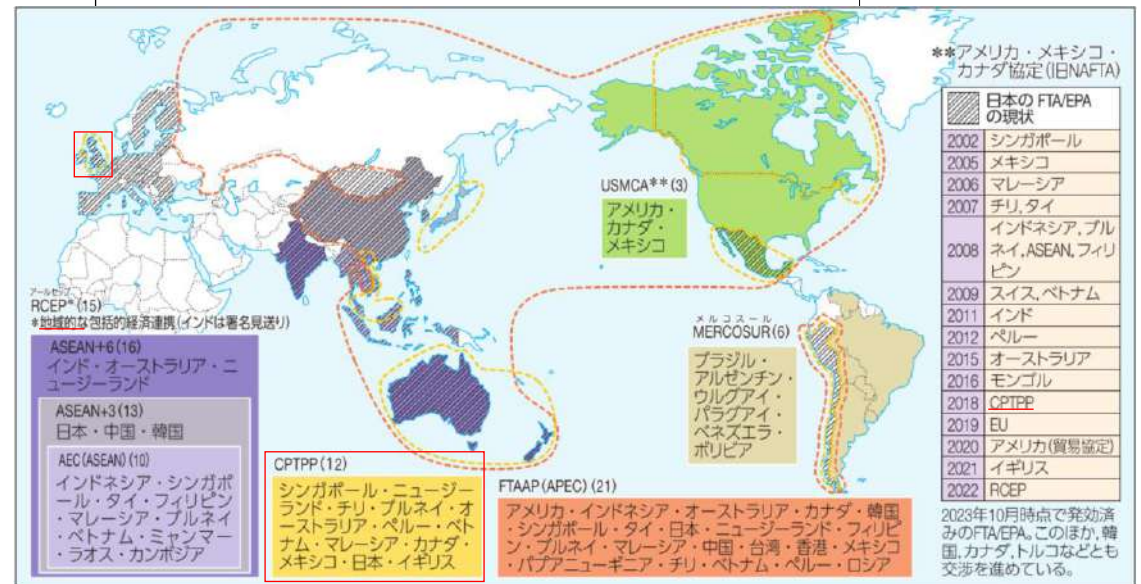
番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
59	142	図1	<p>1955~64 (年)</p> <p>1965~74</p> <p>1975~84</p> <p>1985~94</p> <p>1995~2004</p> <p>2005~ 23 28 44 99 194</p> <p>0 50 100 150 200 250 (件)</p> <p>■ 欧州・中東・CIS ■ 米州 ■ アジア ■ 地域</p> <p>1 世界の F T A 発効件数の推移 2020年6月現在。ジェトロ資料などによる。</p>	<p>1955~64 (年)</p> <p>1965~74</p> <p>1975~84</p> <p>1985~94</p> <p>1995~2004</p> <p>2005~ 35 34 49 153 271</p> <p>0 50 100 150 200 250 300 (件)</p> <p>■ 欧州・中東・CIS ■ 米州 ■ アジア・大洋州 ■ 地域横断</p> <p>1 世界の F T A 発効件数の推移 2023年10月現在。ジェトロ資料などによる。</p>
60		図3	<p>(2020年2月現在)</p> <p>アイスランド スウェーデン ノルウェー フィンランド</p> <p>イギリス デンマーク エストニア</p> <p>アイルランド オランダ ラトビア</p> <p>ベルギー ルクセンブルク リトアニア</p> <p>オーストリア ドイツ ポーランド スロバキア</p> <p>リヒテンシュタイン チェコ ハンガリー</p> <p>スイス フランス クロアチア</p> <p>ポルトガル スペイン イタリア ルーマニア</p> <p>スロベニア キプロス トルコ</p> <p>マルタ</p> <p>■ EU加盟国 ■ EFTA加盟国 ■ 国名 ユーロ導入国</p>	<p>(2023年1月現在)</p> <p>アイスランド スウェーデン ノルウェー フィンランド</p> <p>イギリス デンマーク エストニア</p> <p>アイルランド オランダ ラトビア</p> <p>ベルギー ルクセンブルク リトアニア</p> <p>オーストリア ドイツ ポーランド スロバキア</p> <p>リヒテンシュタイン チェコ ハンガリー</p> <p>スイス フランス クロアチア</p> <p>ポルトガル スペイン イタリア ルーマニア</p> <p>スロベニア キプロス トルコ</p> <p>マルタ</p> <p>■ EU加盟国 ■ EFTA加盟国 ■ 国名 ユーロ導入国</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		

61 143 図4



4 地域的経済統合 2022年10月現在。このほか、アメリカとEUなど、多国間の巨大な自由貿易協定(メガFTA)を中心と



4 地域的経済統合 2023年10月現在。このほか、アメリカとEUなど、多国間の巨大な自由貿易協定(メガFTA)を中心と

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
62	144	図1		
63	149	図3	<p>▲シンガポールのビル群 1965年の独立後、シンガポールは外資導入による工業化で急成長をとげ、東南アジアの貿易・金融の拠点として発展した。</p>	<p>▲シンガポールのビル群 1965年の独立後、シンガポールは外資導入による工業化で急成長をとげ、東南アジアの貿易・金融の拠点として発展した。</p>

3 各国一人あたりGDP 2018年。「世界国勢図会」2020/21年版などによる。

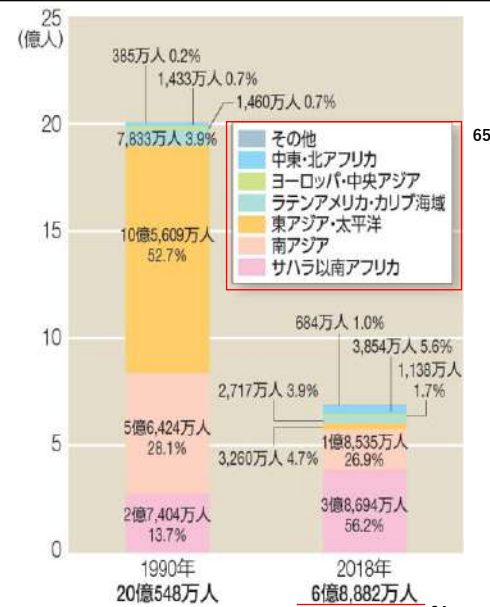
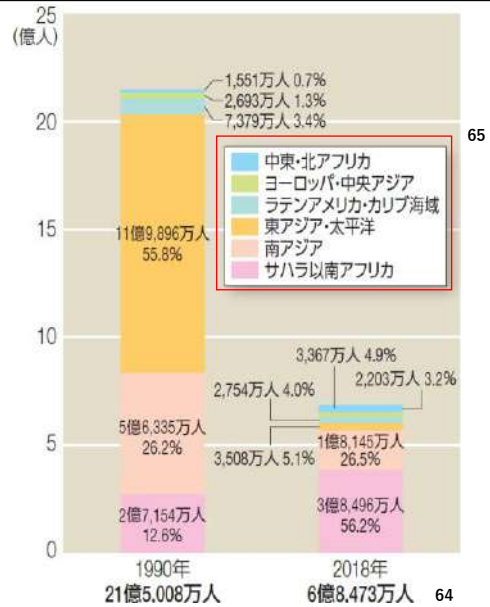
3 各国一人あたりGDP 2021年。「世界国勢図会」2023/24年版などによる。

番号	訂正箇所	
	ページ	行

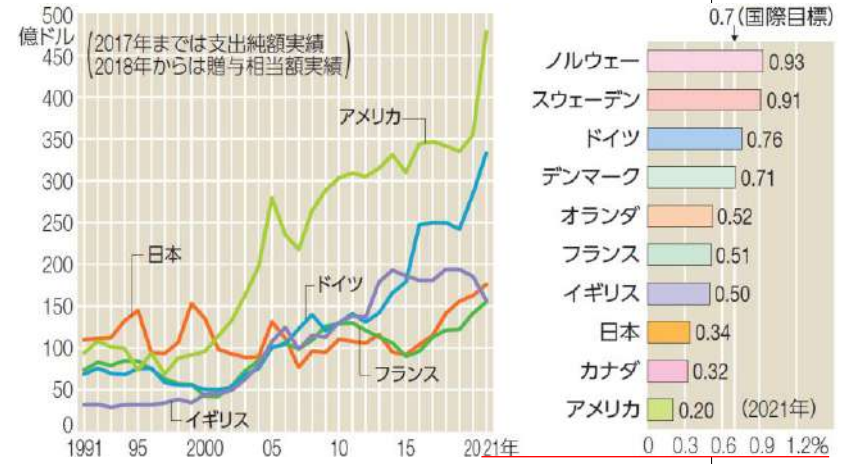
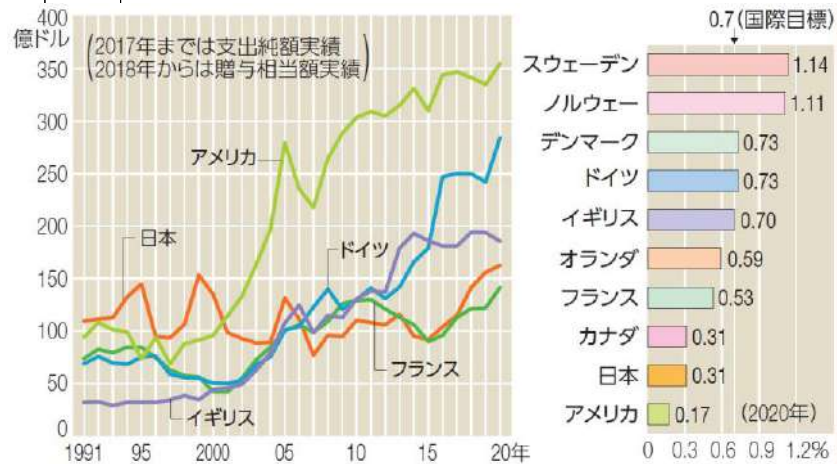
原文


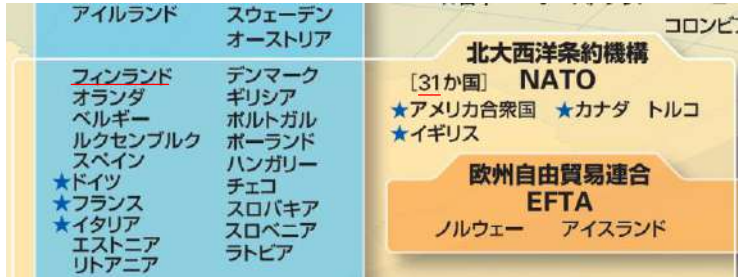
訂正文

64	149	図4
65		



66	152	図1
----	-----	----

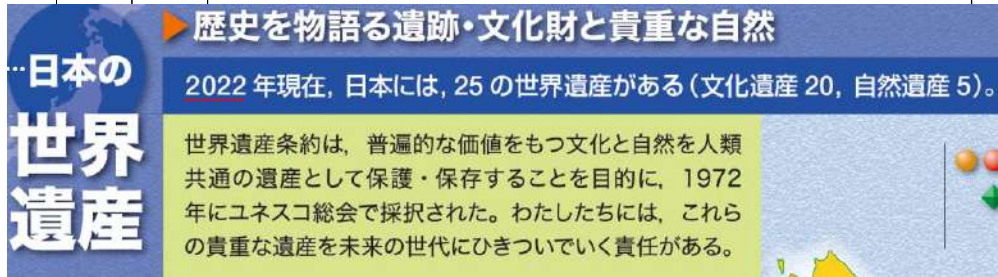


番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
67	後見返			
68	81	左段 5-6	 <p>国債やその他収入で補っている。その結果、国債残高が増え、<u>2022年度末現在</u>、国債残高は<u>1,026兆円</u>、地方債をあわせた長期債務残高は<u>1,244兆円</u>に達している。国債は借金であるため、い</p>	 <p>国債やその他収入で補っている。その結果、国債残高が増え、<u>2023年度末現在</u>、国債残高は<u>1,068兆円</u>、地方債をあわせた長期債務残高は<u>1,280兆円</u>に達している。国債は借金であるため、い</p>

番号	訂正箇所		原文	訂正文																																																																																																																																
	ページ	行																																																																																																																																		
69	149	18	<p>ジア各国の経済発展により減少しているものの、2018年でなお地球人口の約9% (6.8億人)がこの状況にある。2015年には、地球上のすべての国が、開発や環境に関して達成すべき目標「持続可能な開発目</p>	<p>ジア各国の経済発展により減少しているものの、2018年でなお地球人口の約9% (6.9億人)がこの状況にある。2015年には、地球上のすべての国が、開発や環境に関して達成すべき目標「持続可能な開発目</p>																																																																																																																																
70	152	12-13	<p>位となっており、また、その対GNI比率は0.31%と、国際的な目標の0.7%を大きく下まわっている(2020年)。ODA総額に占める贈与</p>	<p>位となっており、また、その対GNI比率は0.34%と、国際的な目標の0.7%を大きく下まわっている(2021年)。ODA総額に占める贈与</p>																																																																																																																																
71	122	表1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>*印は日本が批准</th> <th>採択年月日</th> <th>締約国数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集団殺害罪の防止および処罰に関する条約</td> <td></td> <td>1948.12. 9</td> <td>152</td> </tr> <tr> <td>*人身売買および他人の売春からの搾取の禁止に関する条約</td> <td></td> <td>1949.12. 2</td> <td>82</td> </tr> <tr> <td>*難民の地位に関する条約</td> <td></td> <td>1951. 7.28</td> <td>146</td> </tr> <tr> <td>*婦人の参政権に関する条約</td> <td></td> <td>1952.12.20</td> <td>123</td> </tr> <tr> <td>*あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約</td> <td></td> <td>1965.12.21</td> <td>182</td> </tr> <tr> <td>*経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約(社会権規約)</td> <td></td> <td>1966.12.16</td> <td>171</td> </tr> <tr> <td>*市民的および政治的権利に関する国際規約(自由権規約)</td> <td></td> <td>1966.12.16</td> <td>173</td> </tr> <tr> <td>市民的および政治的権利に関する国際規約の選択議定書</td> <td></td> <td>1966.12.16</td> <td>116</td> </tr> <tr> <td>市民的および政治的権利に関する国際規約の第二選択議定書</td> <td></td> <td>1989.12.15</td> <td>89</td> </tr> <tr> <td>*難民の地位に関する議定書</td> <td></td> <td>1967. 1.31</td> <td>147</td> </tr> <tr> <td>アパルトヘイト犯罪の禁止および処罰に関する国際条約</td> <td></td> <td>1973.11.30</td> <td>109</td> </tr> <tr> <td>*女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する国際条約</td> <td></td> <td>1979.12.18</td> <td>189</td> </tr> <tr> <td>*拷問およびその他の残虐な、非人道的または品位を傷つける取り扱いまたは刑罰の禁止に関する条約</td> <td></td> <td>1984.12.10</td> <td>171</td> </tr> <tr> <td>*子どもの権利条約</td> <td></td> <td>1989.11.20</td> <td>196</td> </tr> <tr> <td>*障害者権利条約</td> <td></td> <td>2006.12.13</td> <td>182</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 国連主要人権条約一覧 2021年4月現在。国際人権規約などの選択議定書を日本が批准していない理由として、政府は司法権の独立を含めて司法制度の関連で問題が生じるおそれがあり、慎重に検討していると説明している。国連資料による。</p>	名称	*印は日本が批准	採択年月日	締約国数	集団殺害罪の防止および処罰に関する条約		1948.12. 9	152	*人身売買および他人の売春からの搾取の禁止に関する条約		1949.12. 2	82	*難民の地位に関する条約		1951. 7.28	146	*婦人の参政権に関する条約		1952.12.20	123	*あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約		1965.12.21	182	*経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約(社会権規約)		1966.12.16	171	*市民的および政治的権利に関する国際規約(自由権規約)		1966.12.16	173	市民的および政治的権利に関する国際規約の選択議定書		1966.12.16	116	市民的および政治的権利に関する国際規約の第二選択議定書		1989.12.15	89	*難民の地位に関する議定書		1967. 1.31	147	アパルトヘイト犯罪の禁止および処罰に関する国際条約		1973.11.30	109	*女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する国際条約		1979.12.18	189	*拷問およびその他の残虐な、非人道的または品位を傷つける取り扱いまたは刑罰の禁止に関する条約		1984.12.10	171	*子どもの権利条約		1989.11.20	196	*障害者権利条約		2006.12.13	182	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>*印は日本が批准</th> <th>採択年月日</th> <th>締約国数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集団殺害罪の防止および処罰に関する条約</td> <td></td> <td>1948.12. 9</td> <td>153</td> </tr> <tr> <td>*人身売買および他人の売春からの搾取の禁止に関する条約</td> <td></td> <td>1949.12. 2</td> <td>82</td> </tr> <tr> <td>*難民の地位に関する条約</td> <td></td> <td>1951. 7.28</td> <td>146</td> </tr> <tr> <td>*婦人の参政権に関する条約</td> <td></td> <td>1952.12.20</td> <td>123</td> </tr> <tr> <td>*あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約</td> <td></td> <td>1965.12.21</td> <td>182</td> </tr> <tr> <td>*経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約(社会権規約)</td> <td></td> <td>1966.12.16</td> <td>171</td> </tr> <tr> <td>*市民的および政治的権利に関する国際規約(自由権規約)</td> <td></td> <td>1966.12.16</td> <td>173</td> </tr> <tr> <td>市民的および政治的権利に関する国際規約の選択議定書</td> <td></td> <td>1966.12.16</td> <td>116</td> </tr> <tr> <td>市民的および政治的権利に関する国際規約の第二選択議定書</td> <td></td> <td>1989.12.15</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>*難民の地位に関する議定書</td> <td></td> <td>1967. 1.31</td> <td>147</td> </tr> <tr> <td>アパルトヘイト犯罪の禁止および処罰に関する国際条約</td> <td></td> <td>1973.11.30</td> <td>109</td> </tr> <tr> <td>*女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する国際条約</td> <td></td> <td>1979.12.18</td> <td>189</td> </tr> <tr> <td>*拷問およびその他の残虐な、非人道的または品位を傷つける取り扱いまたは刑罰の禁止に関する条約</td> <td></td> <td>1984.12.10</td> <td>173</td> </tr> <tr> <td>*子どもの権利条約</td> <td></td> <td>1989.11.20</td> <td>196</td> </tr> <tr> <td>*障害者権利条約</td> <td></td> <td>2006.12.13</td> <td>187</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 国連主要人権条約一覧 2023年10月現在。国際人権規約などの選択議定書を日本が批准していない理由として、政府は司法権の独立を含めて司法制度の関連で問題が生じるおそれがあり、慎重に検討していると説明している。国連資料による。</p>	名称	*印は日本が批准	採択年月日	締約国数	集団殺害罪の防止および処罰に関する条約		1948.12. 9	153	*人身売買および他人の売春からの搾取の禁止に関する条約		1949.12. 2	82	*難民の地位に関する条約		1951. 7.28	146	*婦人の参政権に関する条約		1952.12.20	123	*あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約		1965.12.21	182	*経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約(社会権規約)		1966.12.16	171	*市民的および政治的権利に関する国際規約(自由権規約)		1966.12.16	173	市民的および政治的権利に関する国際規約の選択議定書		1966.12.16	116	市民的および政治的権利に関する国際規約の第二選択議定書		1989.12.15	90	*難民の地位に関する議定書		1967. 1.31	147	アパルトヘイト犯罪の禁止および処罰に関する国際条約		1973.11.30	109	*女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する国際条約		1979.12.18	189	*拷問およびその他の残虐な、非人道的または品位を傷つける取り扱いまたは刑罰の禁止に関する条約		1984.12.10	173	*子どもの権利条約		1989.11.20	196	*障害者権利条約		2006.12.13	187
名称	*印は日本が批准	採択年月日	締約国数																																																																																																																																	
集団殺害罪の防止および処罰に関する条約		1948.12. 9	152																																																																																																																																	
*人身売買および他人の売春からの搾取の禁止に関する条約		1949.12. 2	82																																																																																																																																	
*難民の地位に関する条約		1951. 7.28	146																																																																																																																																	
*婦人の参政権に関する条約		1952.12.20	123																																																																																																																																	
*あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約		1965.12.21	182																																																																																																																																	
*経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約(社会権規約)		1966.12.16	171																																																																																																																																	
*市民的および政治的権利に関する国際規約(自由権規約)		1966.12.16	173																																																																																																																																	
市民的および政治的権利に関する国際規約の選択議定書		1966.12.16	116																																																																																																																																	
市民的および政治的権利に関する国際規約の第二選択議定書		1989.12.15	89																																																																																																																																	
*難民の地位に関する議定書		1967. 1.31	147																																																																																																																																	
アパルトヘイト犯罪の禁止および処罰に関する国際条約		1973.11.30	109																																																																																																																																	
*女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する国際条約		1979.12.18	189																																																																																																																																	
*拷問およびその他の残虐な、非人道的または品位を傷つける取り扱いまたは刑罰の禁止に関する条約		1984.12.10	171																																																																																																																																	
*子どもの権利条約		1989.11.20	196																																																																																																																																	
*障害者権利条約		2006.12.13	182																																																																																																																																	
名称	*印は日本が批准	採択年月日	締約国数																																																																																																																																	
集団殺害罪の防止および処罰に関する条約		1948.12. 9	153																																																																																																																																	
*人身売買および他人の売春からの搾取の禁止に関する条約		1949.12. 2	82																																																																																																																																	
*難民の地位に関する条約		1951. 7.28	146																																																																																																																																	
*婦人の参政権に関する条約		1952.12.20	123																																																																																																																																	
*あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約		1965.12.21	182																																																																																																																																	
*経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約(社会権規約)		1966.12.16	171																																																																																																																																	
*市民的および政治的権利に関する国際規約(自由権規約)		1966.12.16	173																																																																																																																																	
市民的および政治的権利に関する国際規約の選択議定書		1966.12.16	116																																																																																																																																	
市民的および政治的権利に関する国際規約の第二選択議定書		1989.12.15	90																																																																																																																																	
*難民の地位に関する議定書		1967. 1.31	147																																																																																																																																	
アパルトヘイト犯罪の禁止および処罰に関する国際条約		1973.11.30	109																																																																																																																																	
*女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する国際条約		1979.12.18	189																																																																																																																																	
*拷問およびその他の残虐な、非人道的または品位を傷つける取り扱いまたは刑罰の禁止に関する条約		1984.12.10	173																																																																																																																																	
*子どもの権利条約		1989.11.20	196																																																																																																																																	
*障害者権利条約		2006.12.13	187																																																																																																																																	

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文																				
	ページ	行																						
72	94	表1	<table border="1"> <tr> <td>労働契約</td> <td>この法律の基準に達しない労働条件は無効として、本法の基準を適用する(第13条) 労働条件の明示(第15条) 解雇は30日以上前に予告する(第20条)</td> </tr> <tr> <td>賃金</td> <td>女性であることを理由とする賃金差別の禁止(第4条) 通貨で、労働者に直接、全額、毎月1回以上、一定期日に支払う(第24条) 時間外、休日、深夜労働については、割増賃金を支払う(第37条)</td> </tr> <tr> <td>労働時間・休日</td> <td>労働時間は1週につき40時間以内、1日につき8時間以内とする(第32条) 労働時間6時間以上で45分以上、8時間以上で1時間以上の休憩を与える(第34条) 毎週、少なくとも1回の休日を与える(第35条) 6か月以上の継続勤務で、10日以上の有給休暇を与える(第39条)</td> </tr> <tr> <td>年少者</td> <td>満15歳未満の児童を労働者として雇用することを禁止する(第56条) 満18歳未満の労働者の深夜労働(午後10時～午前5時)を禁止する(第61条)</td> </tr> <tr> <td>女性</td> <td>産前は申請により6週間、産後は8週間以上の休業を認める(第65条)</td> </tr> </table> <p>① 労働基準法のおもな内容</p>	労働契約	この法律の基準に達しない労働条件は無効として、本法の基準を適用する(第13条) 労働条件の明示(第15条) 解雇は30日以上前に予告する(第20条)	賃金	女性であることを理由とする賃金差別の禁止(第4条) 通貨で、労働者に直接、全額、毎月1回以上、一定期日に支払う(第24条) 時間外、休日、深夜労働については、割増賃金を支払う(第37条)	労働時間・休日	労働時間は1週につき40時間以内、1日につき8時間以内とする(第32条) 労働時間6時間以上で45分以上、8時間以上で1時間以上の休憩を与える(第34条) 毎週、少なくとも1回の休日を与える(第35条) 6か月以上の継続勤務で、10日以上の有給休暇を与える(第39条)	年少者	満15歳未満の児童を労働者として雇用することを禁止する(第56条) 満18歳未満の労働者の深夜労働(午後10時～午前5時)を禁止する(第61条)	女性	産前は申請により6週間、産後は8週間以上の休業を認める(第65条)	<table border="1"> <tr> <td>労働契約</td> <td>この法律の基準に達しない労働条件は無効として、本法の基準を適用する(第13条) 労働条件の明示(第15条) 解雇は30日以上前に予告する(第20条)</td> </tr> <tr> <td>賃金</td> <td>女性であることを理由とする賃金差別の禁止(第4条) 通貨で、労働者に直接、全額、毎月1回以上、一定期日に支払う(第24条) 時間外、休日、深夜労働については、割増賃金を支払う(第37条)</td> </tr> <tr> <td>労働時間・休日</td> <td>労働時間は1週につき40時間以内、1日につき8時間以内とする(第32条) 6時間(8時間)をこえる労働で45分(1時間)以上の休憩を与える(第34条) 毎週、少なくとも1回の休日を与える(第35条) 6か月以上の継続勤務で、10日以上の有給休暇を与える(第39条)</td> </tr> <tr> <td>年少者</td> <td>満15歳未満の児童を労働者として雇用することを禁止する(第56条) 満18歳未満の労働者の深夜労働(午後10時～午前5時)を禁止する(第61条)</td> </tr> <tr> <td>女性</td> <td>産前は申請により6週間、産後は8週間以上の休業を認める(第65条)</td> </tr> </table> <p>① 労働基準法のおもな内容</p>	労働契約	この法律の基準に達しない労働条件は無効として、本法の基準を適用する(第13条) 労働条件の明示(第15条) 解雇は30日以上前に予告する(第20条)	賃金	女性であることを理由とする賃金差別の禁止(第4条) 通貨で、労働者に直接、全額、毎月1回以上、一定期日に支払う(第24条) 時間外、休日、深夜労働については、割増賃金を支払う(第37条)	労働時間・休日	労働時間は1週につき40時間以内、1日につき8時間以内とする(第32条) 6時間(8時間)をこえる労働で45分(1時間)以上の休憩を与える(第34条) 毎週、少なくとも1回の休日を与える(第35条) 6か月以上の継続勤務で、10日以上の有給休暇を与える(第39条)	年少者	満15歳未満の児童を労働者として雇用することを禁止する(第56条) 満18歳未満の労働者の深夜労働(午後10時～午前5時)を禁止する(第61条)	女性	産前は申請により6週間、産後は8週間以上の休業を認める(第65条)
		労働契約	この法律の基準に達しない労働条件は無効として、本法の基準を適用する(第13条) 労働条件の明示(第15条) 解雇は30日以上前に予告する(第20条)																					
賃金	女性であることを理由とする賃金差別の禁止(第4条) 通貨で、労働者に直接、全額、毎月1回以上、一定期日に支払う(第24条) 時間外、休日、深夜労働については、割増賃金を支払う(第37条)																							
労働時間・休日	労働時間は1週につき40時間以内、1日につき8時間以内とする(第32条) 労働時間6時間以上で45分以上、8時間以上で1時間以上の休憩を与える(第34条) 毎週、少なくとも1回の休日を与える(第35条) 6か月以上の継続勤務で、10日以上の有給休暇を与える(第39条)																							
年少者	満15歳未満の児童を労働者として雇用することを禁止する(第56条) 満18歳未満の労働者の深夜労働(午後10時～午前5時)を禁止する(第61条)																							
女性	産前は申請により6週間、産後は8週間以上の休業を認める(第65条)																							
労働契約	この法律の基準に達しない労働条件は無効として、本法の基準を適用する(第13条) 労働条件の明示(第15条) 解雇は30日以上前に予告する(第20条)																							
賃金	女性であることを理由とする賃金差別の禁止(第4条) 通貨で、労働者に直接、全額、毎月1回以上、一定期日に支払う(第24条) 時間外、休日、深夜労働については、割増賃金を支払う(第37条)																							
労働時間・休日	労働時間は1週につき40時間以内、1日につき8時間以内とする(第32条) 6時間(8時間)をこえる労働で45分(1時間)以上の休憩を与える(第34条) 毎週、少なくとも1回の休日を与える(第35条) 6か月以上の継続勤務で、10日以上の有給休暇を与える(第39条)																							
年少者	満15歳未満の児童を労働者として雇用することを禁止する(第56条) 満18歳未満の労働者の深夜労働(午後10時～午前5時)を禁止する(第61条)																							
女性	産前は申請により6週間、産後は8週間以上の休業を認める(第65条)																							
73	36	30-31	<p>称も重要影響事態法^{へんこう}に変更された。また、後方支援として新たに武器・弾薬^{→p.39}の提供や兵士輸送が可能になった。そのため、海外で米軍支援^(再掲)をおこなう自衛隊が、戦闘にまきこまれる危険性がさらに高まったとの批判もある。</p>	<p>称も重要影響事態法^{へんこう}に変更された。また、後方支援として新たに弾薬の提供や発進準備中の戦闘機への給油^{→p.39}、兵士輸送などが可能になった。そのため、海外で米軍などの支援をおこなう自衛隊が、戦闘にまきこまれる危険性がさらに高まったとの批判もある。</p>																				
74	89	注3	<p>③「TPP11」への参加に、農産物の輸出機会の拡大をはじめ、</p>	<p>③CPTPPへの参加に、農産物の輸出機会の拡大をはじめ、</p>																				

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
75	後見返 上部			

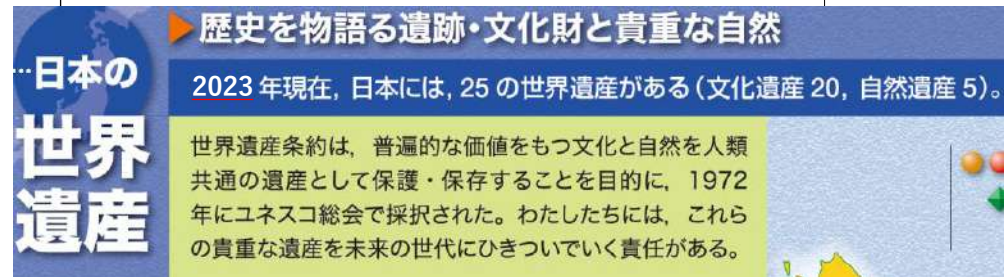


日本の世界遺産

▶ 歴史を物語る遺跡・文化財と貴重な自然

2022年現在、日本には、25の世界遺産がある(文化遺産20, 自然遺産5)。

世界遺産条約は、普遍的な価値をもつ文化と自然を人類共通の遺産として保護・保存することを目的に、1972年にユネスコ総会で採択された。わたしたちには、これらの貴重な遺産を未来の世代にひきついでいく責任がある。



日本の世界遺産

▶ 歴史を物語る遺跡・文化財と貴重な自然

2023年現在、日本には、25の世界遺産がある(文化遺産20, 自然遺産5)。

世界遺産条約は、普遍的な価値をもつ文化と自然を人類共通の遺産として保護・保存することを目的に、1972年にユネスコ総会で採択された。わたしたちには、これらの貴重な遺産を未来の世代にひきついでいく責任がある。

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文														
	ページ	行																
76	44	図3	<table border="1"> <tr> <td>2015</td> <td>女子再婚禁止期間規定</td> </tr> <tr> <td>2021</td> <td>孔子廟訴訟</td> </tr> <tr> <td>2022</td> <td>国民審査在外投票規定</td> </tr> </table>	2015	女子再婚禁止期間規定	2021	孔子廟訴訟	2022	国民審査在外投票規定	<table border="1"> <tr> <td>2015</td> <td>女子再婚禁止期間規定</td> </tr> <tr> <td>2021</td> <td>孔子廟訴訟</td> </tr> <tr> <td>2022</td> <td>国民審査在外投票規定</td> </tr> <tr> <td>2023</td> <td>性別変更手術要件規定</td> </tr> </table>	2015	女子再婚禁止期間規定	2021	孔子廟訴訟	2022	国民審査在外投票規定	2023	性別変更手術要件規定
2015	女子再婚禁止期間規定																	
2021	孔子廟訴訟																	
2022	国民審査在外投票規定																	
2015	女子再婚禁止期間規定																	
2021	孔子廟訴訟																	
2022	国民審査在外投票規定																	
2023	性別変更手術要件規定																	
77	143	13	<p>で参加国の多いメガFTAも登場し、2020年には日本や中国を含む <small>オールセツプ</small> <small>ほうかつ</small> <small>れんけい</small> 15か国がRCEP(東アジア地域包括的経済連携)に署名した。 Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement (削除)</p>	<p>で参加国の多いメガFTAも登場し、2020年には日本や中国を含む <small>オールセツプ</small> <small>ほうかつ</small> <small>れんけい</small> 15か国がRCEP(地域的な包括的経済連携)に署名した。 Regional Comprehensive Economic Partnership</p>														
78	174	3段目 下段	<p>非核地帯 132 <u>東アジア地域包括的経済連</u> <u>携</u> 143 (削除) 東日本大震災 86, 93, 111</p>	<p>非核地帯 132 東日本大震災 86, 93, 111</p>														